

事務連絡
令和5年5月23日

市内介護保険施設・事業所運営法人代表者 様
市内介護保険施設・事業所 管理者 様

松江市健康福祉部介護保険課長 井上 修一

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

平素から本市の介護事業の推進につきましては、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症は、感染法上、2類から5類へと変更になりました。これに併せ、令和2年2月17日の第1報から令和4年2月9日の第27報まで通知されています「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員等の臨時的な取扱いについて」の解釈の見直しがされました。

今回の見直しについて、令和5年5月1日に厚生労働省老健局より別添のとおり通知がされておりますので、見直しのポイントをお知らせし、ご周知いたします。

〇見直しのポイント

(別紙2参照)

- | | |
|---------|--|
| 分類1 | 「当面の間継続する。」とされる項目 |
| 分類2ー(1) | 「人員基準等の緩和に係る臨時的な取扱いについて、利用者や従事者(同居する家族含む)に新型コロナウイルス感染者(又はその疑いがある者)が発生した場合に、柔軟な取扱いを継続する。」とされる項目 |
| 分類2ー(2) | 「研修に係る臨時的な取扱いについて、実習・実地研修に限り、新型コロナウイルスの影響により受講の場合に、基準違反・減算としない取り扱いを継続する。」とされる項目 |
| 分類3 | 「臨時的な取扱いが無くても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについて、臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって終了する。」とされる項目 |

上述の分類1～分類2ー(2)については、新型コロナ感染者(又はその疑いがある者)の発生やサービス継続に必要な新型コロナウイルス感染症対策を実施された上で、通常のサービス提供に影響がある場合に限り適用されるものです。これらのことを十分に理解され、適切なサービス提供と臨時的な取扱いの運用に努めていただきますようお願いいたします。

なお、これらの関係文書は、後日、松江市のホームページにも掲載いたします。

(お問い合わせ)

松江市健康福祉部介護保険課

事業所指定係 担当：加田・吉儀

TEL:0852-55-5689 FAX:0852-55-6186

E-mail:jigyousyo@city.matsue.lg.jp